

## 新旧対照表

【ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1) 輸入申告及び免税の手続</p> <p>関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「関税令」という。）第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告及び関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。）第 34 条の規定による免税の手続は、別紙様式「バージ輸出入（納税）申告書（再輸出免税明細書兼用）」を 2 通（原本及び輸入許可書用）提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書<u>その他の申告の内容を確認するために必要な書類</u>（以下「仕入書等」という。）の提出は、省略することとする。</p> <p>(2)～(8) （省略）</p> <p>2 輸出の際の通関手続</p> <p>(1) 輸出申告</p> <p>関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条の規定による輸出の手続は、前記 1 の(5)により交付した輸入許可書（輸出許可書用）及び当該許可書と同一の内容を記載させた別紙様式による輸出申告書（原本用）を提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、<u>仕入書等の提出は省略することとする。</u></p> <p>なお、1 輸入申告で輸入された複数のバージが、やむを得ない事情により分割して輸出されることとなった場合には、上記の輸入許可書（輸出許可書用）及び当該分割輸出されるバージに係る輸出申告書（原本用）を提出させて輸出申告を行わせる。</p> <p>(2)～(7) （省略）</p>	<p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1) 輸入申告及び免税の手続</p> <p>関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「関税令」という。）第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告及び関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。）第 34 条の規定による免税の手続は、別紙様式「バージ輸出入（納税）申告書（再輸出免税明細書兼用）」を 2 通（原本及び輸入許可書用）提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書の提出は、<u>関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 68 条第 1 項ただし書前段の規定により省略することとする。</u></p> <p>(2)～(8) （同左）</p> <p>2 輸出の際の通関手続</p> <p>(1) 輸出申告</p> <p>関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条の規定による輸出の手続は、前記 1 の(5)により交付した輸入許可書（輸出許可書用）及び当該許可書と同一の内容を記載させた別紙様式による輸出申告書（原本用）を提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、<u>仕入書の提出は、関税令第 60 条第 2 項の規定により必要とされないので留意する。</u></p> <p>なお、1 輸入申告で輸入された複数のバージが、やむを得ない事情により分割して輸出されることとなった場合には、上記の輸入許可書（輸出許可書用）及び当該分割輸出されるバージに係る輸出申告書（原本用）を提出させて輸出申告を行わせる。</p> <p>(2)～(7) （同左）</p>